

## 白岡市生涯学習センター指定管理者募集要項等に係る質問事項への回答

No.	質問事項		回答
1	・要求水準書 P8	開館時の行列の誘導、整理を行うことと記載がありますが、現在の運営ではどのような対応をされていますでしょうか。	開館 10 分前に駐車場側（西側）自動ドアを開放し、館内において図書館利用、貸館利用に分かれて整列いただいています。
2	・要求水準書 P8	駐車場の閉鎖を行うことと記載ありますが、放置車両が残されていた事例はありますか。またある際はその際の対応はどのように対応しましたでしょうか。	放置車両については貼り紙を行い、駐車場の閉鎖を行っています。貼り紙には、車両を駐車場から出す場合、市役所庁舎の警備室に声掛けするよう記載しています。指定管理者制度導入後も同様の対応が可能となるよう、市役所庁舎の管理を所管する課と調整を行う予定です。
3	・要求水準書 P15～16	センターの維持管理に関する業務において、各保守業務の現在の委託先をご開示ください。	株式会社エヌテックサービス
4	・募集要項 P12	(2)二次審査に関してプレゼンテーションについて、3/17（火）に資料の配布・投影の可否についてお示しください。また、投影可能な場合に機材を持参する必要があるかについてもご教示ください。	パワーポイントの投影、資料配布も可とし、プロジェクターやスクリーン等の機材も市が用意する予定ですが、いずれも予定であるため、詳細については二次審査の対象となる申請者に通知します。二次審査についてはNo.51 も併せてご確認ください。
5	・資料 2-2	設備・備品等一覧（設備） 多目的ホール音響・映像設備のメーカー名をご教示下さい。	株式会社 JVC ケンウッド
6	・資料 5-3	設備等維持管理業務実施状況 ①除草作業の対象面積をご教示下さい。 ②樹木剪定の対象となる、本数（高中木の場合）・㎡数（低木の場合）をご教示下さい。 ③また、高中木の規格（高さ、目通り）を併せてご教示下さい。	①人力除草 336.8 ㎡、芝刈り 2,586.4 ㎡ 計 2,923.2 ㎡ ②③管理対象樹木一覧表を市 HP に掲載しますのでご確認ください。
7	・資料 5-3	設備等維持管理業務実施状況	「3年に1回」に訂正させていただきます。訂正後の資料を市 HP に掲載します。

		空調設備フロン排出定期点検の実施頻度が隔年1回となっておりますが、法令上は圧縮機の定格出力によって、3年に1回、もしくは1年に1回との認識ですが、隔年1回でお間違いないでしょうか。	
8	・資料 5-3	設備等維持管理業務実施状況 2 設備・定期点検保守業務 (2) 機械設備 エ自動制御機器点検の実施頻度が年1回とありますが、中央監視装置のメーカー・型式をご教示下さい。また、システム構成図がありましたら、併せてご提供いただければと存じます。	アズビル株式会社製 savic-net FX2 システム構成図については市 HP に掲載しますのでご確認ください。
9	・要求水準書 P24	「指定管理者は、省エネルギーやゼロカーボン、リサイクルの推進等環境に配慮した取組みに努めること。また、市が実施する取組みに積極的に協力すること。」との記載があります。 ①「こもれびの森」において、現在 LED を導入しているなど、現状、実施済みの「省エネルギーやゼロカーボン、リサイクルの推進等環境に配慮した取組み」をお教えください。 ②また、貴市と連携し、今後予定している同様の取組みをご教示ください。	①生涯学習センター屋上に太陽光発電設備（ソーラーパネル）を設置しています。また、施設内の照明は LED を導入しており、その一部について調光制御機能を有する LED 照明機器を導入しています。そのほか、省エネルギーのため、使用済み用紙の再利用、清掃時や館内整理時の一部消灯等を行っています。 ②現時点で予定している取組みはありません。
10	・要求水準書 P17	要求水準書 P17「自動販売機の設置」において、指定管理者が自動販売機を設置する場合、行政財産使用許可を受け、行政財産使用料を支払う旨の記載がありますが、当該行政財産使用料の算定基準および金額（例：設置面積単価、月額、売上歩合等）について、現時点で想定されている基準または参考となる条例・規則等がありましたらご教示ください。	自動販売機の設置に係る使用料については、白岡市行政財産の使用料に関する条例に基づき算出を行います。使用面積に応じた土地及び建物の使用に係る使用料、建物火災保険料（面積で按分）、電気料をお支払いいただきます。なお、直近の自動販売機 1 台（1 m <sup>2</sup> ）の設置に係る年間使用料は約 86,000 円です。
11	・募集要項 P2 ・要求水準書 P5	指定管理期間が令和 8 年 10 月 1 日開始とされていますが、指定管理開始にあたっての引継ぎに関し、以下の点についてご教示ください。 ①指定管理開始前に、現地への事前入退館、業務引継ぎ、職員研修等を目的とした引継ぎ期間を設けることは可能でしょうか。	①可能です。期間については別途協議を行うものとします。 ②可能です。

		<p>可能な場合、その想定期間（例：開始前〇週間程度）についてご教示ください。</p> <p>②上記引継ぎ期間中における、施設への立入、業務説明、資料提供等の対応は可能でしょうか。</p>	
12	<p>・要求水準書 P17</p>	<p>要求水準書に記載の「自主事業」について、自主事業の実施により得られた収益の取扱いに関し、以下の点についてご教示ください。</p> <p>①自主事業による収益は、全額を指定管理者の収入として計上して差し支えないでしょうか。</p> <p>②自主事業による収益について、市への納付金、収益の一部還元、または指定管理料への反映等を求める考え方はありますか。</p> <p>上記②に関し、市として現時点で想定している取扱い方針や参考となる事例・基準等がありましたら、併せてご教示ください。</p>	<p>①②自主事業の収益については原則指定管理者の収入としますが、公の施設で実施する事業であることを踏まえ、見込まれる利益の程度により、市と指定管理者の協議のうえ、その一部を施設運営等に還元することもできるものとします。</p>
13	<p>・要求水準書 P15、P21～22</p>	<p>備品および設備の更新負担について、以下の点につきご教示ください。</p> <p>①老朽化や故障等により、備品・設備の更新（買替え・入替え）が必要となった場合の費用負担について、市と指定管理者の負担区分の考え方（更新基準）がありましたらご教示ください。</p> <p>あわせて、金額基準や更新内容により判断が異なる場合、その目安についてもご教示ください。</p> <p>②IT 機器、図書館システム関連機器、館内端末等について、指定管理期間中に市が主体となって更新を予定している計画の有無をご教示ください。</p> <p>更新計画がある場合には、対象機器、想定時期、指定管理者の費用負担の有無についてもご教示ください。</p>	<p>①資料2-4に示す施設・設備・備品等の損傷についてのリスク分担によることを基本としますが、個々の事案により協議を行うものとします。</p> <p>②要求水準書及び資料2-4で示すとおり、図書館システム関連機器については市が調達し、費用についても市が負担します（消耗を除く）。設置に係る費用を指定管理者の負担とする利用者用コインコピーについては、令和10年9月30日で現在のリース契約が満了となりますが、以降の取扱いについては市と指定管理者で別途協議を行うものとします。</p>
14	<p>・要求水準書 P15～16</p>	<p>修繕に関する判断主体および手続きについて、以下の点につきご教示ください。</p>	<p>①② 要求水準書において「修繕を行う場合は、金額の多少に関わらず、原則市との事前協議を行うこと。」としています。ただし、利用者の安全確保のため</p>

	<p>・資料 2-2</p>	<p>①資料 2-2 において、50 万円未満の修繕は指定管理者の負担とされていますが、当該修繕を実施するにあたり、事前に市との協議または承認が必要となる修繕の範囲について、市としての考え方や判断基準がありましたらご教示ください。</p> <p>②利用者の安全確保や施設運営の継続のため、緊急を要する修繕をやむを得ず即時実施した場合、事後報告による対応は可能でしょうか。その場合の報告方法や期限等について、想定がありましたら併せてご教示ください。</p>	<p>めなど、緊急を要する修繕に限り、事後報告も可とします。事後報告に関する詳細については、別途協議を行うものとします。</p>
15	<p>・要求水準書 P19～20</p> <p>・資料 2-4</p>	<p>指定管理料に含めるべき経費の範囲および精算方法について、以下の点につきご教示ください。</p> <p>①指定管理料に含めるべき経費と、別途市負担となる経費の最終的な整理（考え方・区分）について、現時点で市として想定している内容がありましたらご教示ください。</p> <p>②光熱水費および 50 万円未満の修繕費について、指定管理期間が令和 8 年 10 月 1 日開始となることを踏まえ、令和 8 年度分の経費については、年度途中開始に伴う精算方法（按分方法、実績精算等）をどのように考えればよいか、想定をご教示ください。</p> <p>③上記に関連し、令和 8 年度において、指定管理料は年度全体額ではなく、指定管理期間（10 月～3 月）に対応した金額を想定して積算する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①現時点で想定している市が負担する経費については、資料 2-4 のとおりです。</p> <p>②光熱水費については、4～9 月の使用に係る分を市が、10～3 月の使用に係る分を指定管理者が負担することを想定しております。修繕費については修繕の実施時期に応じ、10 月以降に実施したのものについては指定管理者に負担いただくことを想定しています。</p> <p>③お見込みのとおりです。</p>
16	<p>・要求水準書 P19～20</p>	<p>生涯学習施設の利用料金収入の取扱いについて、以下の点につきご教示ください。</p> <p>①生涯学習施設の使用料（利用料金）について、指定管理者の収入として計上して差し支えないでしょうか。</p> <p>また、その場合、収支計画書（様式 5・6）においては、指定管理者収入として計上する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②利用料金の返還（使用取消等）や減免措置に対する市からの補填は行いません。</p>

		<p>②利用料金の返還（使用取消等）や、減免措置により減収が生じた場合について、当該返還金・減免相当額について、市からの補填等の措置はありますか。市としての取扱い方針がありましたら、ご教示ください。</p> <p>上記②に関連し、返還や減免が発生した場合の収支計画上の取扱い（指定管理者負担／市負担）について、想定されている整理がありましたら併せてご教示ください。</p>	
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項 P6～7</li> <li>・要求水準書 P19～20</li> <li>・資料 2-2</li> </ul>	<p>指定管理期間中における物価および人件費上昇への対応について、以下の点につきご教示ください。</p> <p>指定管理期間中に、最低賃金の改定、物価高騰、エネルギー価格の上昇等が生じた場合、市と指定管理者との協議対象となる範囲について、市としての考え方がありましたらご教示ください。</p> <p>上記のような社会経済情勢の変動により、指定管理者の経営努力のみでは吸収が困難な影響が生じた場合、補てん等について協議を行うことは可能でしょうか。</p> <p>指定管理料の見直し協議が可能な場合、協議開始の目安となる条件や判断基準（例：法令改正、賃金改定率等）がありましたら、併せてご教示ください。</p>	<p>賃金水準や物価水準の急激な変動等、指定管理料を見直すべき特別な事情が生じた場合には協議を行います。協議の可否及び協議後指定管理料を見直しの可否については、個々の事案により判断します。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書 P26</li> </ul>	<p>①委託および外注の取扱いについて、以下の点につきご教示ください。</p> <p>清掃、警備、設備点検等の業務について、共同事業体（JV）構成員以外の事業者への再委託・外注は、どの範囲まで認められるでしょうか。</p> <p>市として想定している考え方や制限がありましたら、ご教示ください。</p>	<p>①施設設備の保守点検や清掃、除草・樹木管理、警備業務、返却資料の回収業務については、市の承認を得た場合に再委託することができます。その他の業務については個々の内容により判断します。</p> <p>②再委託を行う場合、市が承認した再委託先がさらに委託を行う場合、又は再委託先の変更を行う場合のいずれについても、市との事前協議が必要です。</p>

		<p>②上記の再委託・外注について、再委託先の変更（事業者の入替え等）は、市との協定変更事項に該当しますか。</p> <p>また、該当する場合、事前承認・事後報告のいずれが必要となるかについても、併せてご教示ください。</p>	
19	・募集要項 P9 ～10	<p>提出書類につきまして、下記様式に捺印は必要でしょうか。</p> <p>【様式1】指定管理者指定申請書、【様式2】誓約書、【様式7】共同事業体協定書兼委任状</p>	押印がなくても差し支えありません。
20	・募集要項 P7	<p>「各年度とも 650 万円以上を計上（令和 8 年度については 325 万円以上とする。）」とございますが、令和 13 年度（最終年度）は 4 月から 9 月までの運営であるため、令和 8 年度と同様の金額と考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。「各年度とも 650 万円以上を計上（令和 8 年度及び令和 13 年度については 325 万円以上とする。）」に訂正させていただきます。訂正後の募集要項を市 HP に掲載します。
21	・募集要項 P8	<p>①「図書館等に関する管理運営等の業務実績を有する法人等であること。」とございますが、地方自治体が設置する公共図書館（図書館法に基づく施設）での管理運営実績を想定されている理解でよいでしょうか。</p> <p>②「管理運営等」の実績について、本件は指定管理者の募集であることから、指定管理者としての管理運営実績を求めていると理解しておりますが、相違ありませんでしょうか。</p>	①②お見込みのとおりです。
22	・募集要項 P9	<p>「申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支計画書」とございますが、弊社が 1 月末決算・4 月末株主総会のため、提出する日の属する事業年度の書類を提出することができません。前年度の事業計画書及び収支計画書の提出でよろしいでしょうか。</p>	前年度の事業計画書及び収支計画書で差し支えありません。
23	・募集要項 P9	<p>「過去 3 か年」とございますが、弊社が 1 月末決算・4 月末株主総会のため、2025 年 1 月末決算から過去 3 か年の決算書類の提出でよろしいでしょうか。</p>	2025 年 1 月末決算から過去 3 か年の決算書類で差し支えありません。

24	・募集要項 P9	財産目録は、通常、「事業継続をしている株式会社が作成することはない」と認識しております。弊社は株式会社ですので、貸借対照表の提出でよろしいでしょうか。	貸借対照表を提出してください。
25	・募集要項 P9	「申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の～」とございますが、弊社が1月末決算・4月末株主総会のため、提出する日の属する事業年度の前年度の納税証明書等を提出することができません。前々年度の納税証明書等の提出でよろしいでしょうか。	前々年度の納税証明書等で差し支えありません。
26	・募集要項 P9	「法人税、消費税、地方消費税」については、国税「その3の3」の電子交付版を出力したものでよろしいでしょうか。	納税証明書その3の3をご提出ください。なお、電子交付版を出力したもので差し支えありません。
27	・募集要項 P9	「市町村税等の納税証明書」については、本社所在地の発行する法人事業税、法人住民税、固定資産税・都市計画税、事業所税の提出でよろしいでしょうか。	本社所在地の法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税に関する納税証明書、又は未納がないことの証明書を提出してください。
28	・募集要項 P13	第8章 3 準備行為及び指定管理業務の引継ぎ 「協議締結後から令和8年9月までを並行運営期間とし、」とありますが、この期間はあくまでも業務引継ぎ及び準備にかけるものであり、運営の責を負うものではないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	・募集要項 P14	第9章 1 市との連絡調整及び協力等 (4) 「二十歳のつどい等、市や関連団体等が主催する各種事業について、優先して施設利用受付を行うとともに、必要な協力を行ってください。」とございますが、現在予定されている事業及び想定される時期、頻度についてお示しください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化講演会、人権作文発表会（11月・各1日）</li> <li>・二十歳のつどい（1月・成人の日の前日）</li> <li>・ベアーズアカデミー（通年・1時間の講座×年15回程度）</li> </ul>
30	・要求水準書 P10	カ 未返却資料の督促 「電話やメール、カウンターでの対応を工夫すること」とございますが、督促状の送付を行っている場合、はがき／封書の種別と年間の発送数をお示しください。	<p>電話での督促後に封書による督促状の送付を行っています。令和6年度の督促状の発送数は約376件です。</p> <p>なお、現在令和8年度からのメールによる督促の実施に向け、図書館システムの保守業者と調整を行っているところです。</p>

31	・要求水準書 P12	2 (3)図書館サービス業務 イ 「障害者や高齢者、」と記載がございますが、文末が途切れているように見受けられます。当該箇所全文をご提示いただけますでしょうか。	「障害者や高齢者、日本語以外を母語とする人等、図書館の利用に障害がある人であっても、図書館を利用し読書を楽しむことができるよう、配慮を行うこと。」が本来の内容となります。追記後の要求水準書を市 HP に掲載します。
32	・要求水準書 P13	(4) オ 学校等の支援 ①ブックトークの実施回数及び頻度、②団体貸出の実施回数をお示しください。	①令和6年度については学校からの依頼がありませんでした。令和5年度については4回(1クラスへの実施を1回として計上)実施しています。 ②令和6年度の学校等への団体貸出の実績は延べ29団体458点です。そのうち、図書館で配送・回収を行った回数は11回(配送と回収をそれぞれ1件として計上)です。
33	・要求水準書 P13	(5) ア 図書館ボランティアの支援 現在活躍しているボランティアについて、団体数、人数及び活動内容についてお示しください。	・読み聞かせボランティア 子どもと本を読むあゆみ会(18名)、おはなしのろうそく(7名)、おはなしのたね「もこもこ」(11名) ・布の絵本製作ボランティア しらおかいちごくらぶ(10名) ・配架ボランティア 個人4名
34	・様式1	「申請者」の欄について、共同事業体名を記載する場合は、共同事業体協定書兼委任状と同じように、「申請者」の上に「共同事業体名」として記載してよろしいでしょうか。	差し支えありません。
35	・資料2-1	①広報、②連携による事業等の企画・運営の「一体的に実施」に係る費用については指定管理者の負担と考えてよろしいでしょうか。	①センターに関する広報については、博物館機能に関するものに限らず、市の広報誌、公式HP・SNS等による場合は市が行い、指定管理者が作成する施設のHPや施設のパンフレット等による場合は指定管理者が行うことで、センターとして一体的に広報を行うことを想定しています。 ②連携による事業に係る費用の負担については、その内容等により別途協議を行うものとします。

36	・資料 1-1	現在当センターで実施していますイベント等で関係性を持っている地域団体があれば開示頂けますでしょうか	No.33 で示した図書館に関するイベント等で協力いただいているボランティアのほか、博物館に関する事業等で白岡遺産保存活用市民会議に協力をいただいています。
37	・資料 5-2	センター全体として、図書館機能・博物館機能・生涯学習機能と分かれています。電気工作物としては、受変電室の他にサブ変電室の存在はございますでしょうか。あれば系統と数をご教示頂けますでしょうか。また舞台設備系統にもサブ変電室の存在はございますでしょうか。	電気工作物、舞台設備系統のいずれについてもサブ変電室はありません。
38	・資料 5-2	多目的ホール音響・映像設備につきまして、保守点検を実施している会社を開示頂けますでしょうか。	株式会社エヌテックサービス
39	・資料 5-3	受水槽・高架水槽点検・清掃の存在の記載が無く、給水ポンプのみの記載となっていますが、水道管直結増圧ポンプ循環方式の館内上水給水システムとの判断でよろしいでしょうか。	本管直結型給水装置（20φ～50φ） 資料 5-2 の「2 機械設備（2）給排水衛生設備 ア給水装置」についても併せてご確認ください。
40	・資料 5-3	①樹木剪定につきまして、高木は 3 年に 1 回とありますが、指定管理期間は 1 回の実施想定との認識で宜しいでしょうか。 また高木につきまして ②高木の本数（樹高 0m 以上を高木と定義している場合はその基準を含む） ③樹種および樹高区分（例：5m 未満、5～10m、10m 以上 等） ④高所作業車の使用の有無および進入可否 をご教示願いますでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②③管理対象樹木一覧表を市 HP に掲載しますのでご確認ください。 ④芝生を鉄板などで養生した上での高所作業車の使用は可能です。
41	・資料 5-3	2 設備・定期点検保守業務 （3）消防設備 ア消防防火設備 オ防火設備点検 との記載がございましたが、この違いをご教示頂けますでしょうか。	記載誤りです。「ア消防防火設備点検」を削除させていただきます。削除後の資料を市 HP に掲載します。

42	・資料 6-4	センターにおけるシルバー人材センターの業務に維持管理業務は何か含まれておりますでしょうか。	<p>要求水準書 P16 に記載の業務中、(7) 安全・危機管理業務のうち、次の業務がシルバー人材センターの業務に含まれます。</p> <p>ア 日常的な巡視・警備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が安心して利用できる施設環境確保のため、施設内外の巡回を随時行い、設備機器等を点検するとともに館内外の状態を把握すること。</li> <li>・ 閉館時の警備業務は機械警備とすること。</li> </ul> <p>イ 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不測の事態に備えて、A E D の動作確認</li> </ul>
43	・要求水準書 P11	<p>資料収集に関しまして、書籍・雑誌・視聴覚資料に関するの装備の仕様をご教示ください。</p> <p>①MARC の仕様 ②ラベルの仕様 ③バーコードの仕様</p>	<p>①TRC-MARC (T タイプ) ②図書：一段ラベル…一般、児童、ヤングアダルト、地域の 4 種で色分け 視聴覚資料：三段ラベル (小) …CD と DVD で色分け ③9 桁 (チェックデジット 1 桁を含む。)</p>
44	・要求水準書 P11	<p>資料受入に関しまして、図書館システムについてご教示ください。</p> <p>①メーカーとバージョン ②更新時期 ③契約者は貴市または指定管理者でしょうか</p>	<p>①富士通 Japan 株式会社 iLiswing V4 / WebiLis ②③更新時期は令和 11 年 9 月 30 日 (予定)、市が契約者となり、消耗品に係るものを除き費用も市が負担します。資料 2 - 4 も併せてご確認ください。</p>
45	・要求水準書 P10	<p>資料管理につきまして</p> <p>・督促の件数と督促作業の流れをご教示ください</p>	No.30 をご確認ください。
46	・要求水準書 P12	<p>返却ボックスにつきまして</p> <p>・要求水準をご教示ください。</p>	提案事項となります。
47	・要求水準書 P13	<p>学校支援の連携について、年間の実績をご教示ください。</p> <p>①学校等に向けた団体貸出 ②図書館見学の受入 ③職場体験の受入</p>	<p>①No.32 をご確認ください。 ②令和 6 年度については幼稚園等が 2 件、小学校が 3 件です (希望者又は学年単位での実施)。</p>

			③令和6年度については中学校が5件（市内中学校4件、県立中学校1件）、特別支援学校1件です（1件当たり1～5名）。
48	・要求水準書 P12～13	返却ボックスにある資料回収および予約資料の受取サービスを実施する際に使用する車は、事業者で準備するとの認識で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
49	・資料 6-1	生涯学習施設各居室の稼働率をご教示頂けますでしょうか。	令和6年度の実績は次のとおりです。 なお、2部屋利用や3部屋利用の場合であっても、それぞれ1部屋利用をしたものとして算出しています。 ・集会室1 34.0% ・集会室2 36.1% ・音楽・軽スポーツ室 37.4% ・会議室1 42.6% ・会議室2 36.0% ・会議室3 45.0% ・創作室 13.1% ・音楽スタジオ 36.6% ・全部屋 35.1%
50	・募集要項 P7	【図書装備について】 ・図書購入費に装備費用を含むとの記載がありますが、現在装備は全て委託をしているのでしょうか。職員様で装備をされている資料がある場合には、何冊程度ありますでしょうか。また、その資料の種別（分類や雑誌等）が決まっていたらご教授ください。	TRCの新刊ベル（文芸書・児童書）については装備付きで購入、その他の図書、視聴覚資料、雑誌については会計年度任用職員が装備を行っています（雑誌については簡易な装備）。
51	・募集要項 P12	【2次審査のヒアリング要項について】 ・ヒアリングの参加人数、プレゼン及び質問時間、パワーポイント等の資料投影は可能かどうか教えていただけますでしょうか。	ヒアリングへの参加者は4名程度、プレゼンテーション及び質疑については各20分程度、パワーポイントの投影も可とする予定ですが、いずれも予定であるため、詳細については二次審査の対象となる申請者に通知します。二次審査についてはNo.4も併せてご確認ください。

52	・募集要項 P9	「原則 A4 サイズ」とあるが、内容に応じて A3 サイズを使用してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
53	・要求水準書 P17	自主事業を行うにあたり、イベントや物販等で施設の目的外利用を行う場合の使用料または占用料の算定に使用される単価をご教示ください。また、使用料免除の要件はどのようなものをあわせてご教示願います。	施設の目的外利用を行う場合の使用料についてはNo.10をご確認ください。免除の要件については設けていません。免除の可否については、個々の事案により判断します。
54	・要求水準書 P17	「センター内には、別途行政財産の使用許可を得た団体等が自動販売機を設置している」とのことですが、指定管理者が自動販売機の設置を提案する場合は現在設置しているものと置き換えるのではなく、追加設置となるという認識でよろしいでしょうか。	使用許可については年度単位であるため、令和 8 年度については追加での設置となります（他団体から使用許可申請があった場合）。令和 9 年度以降については別途協議を行うものとしします。
55	・資料 5-3	給水管理に関して、「遊離残留塩素濃度検査」とあるが、受水槽はありますか。水道から直接の場合でも検査は必要でしょうか。	直結給水のため、受水槽はありません。 定期測定義務は不要の施設になりますが、公的施設のため自主点検として現状実施しているため、仕様書には含めています。
56	・資料 6-2	貴施設で発電した電力について、どのような方式が採用されていますか。また直接電力料金にどのような影響を与えているかご教示願います。	開館当時から設置している自己所有の太陽光発電設備により発電した電力は、100%自家消費として使用しています。当該太陽光発電設備の発電量は、14,425kWh/年（令和 6 年度実績）です。 また、既存の太陽光発電設備とは別に、PPA 方式（第 3 者所有方式）で追加の設備を設置済みであり、令和 8 年 2 月下旬から 4 月下旬までの間に稼働予定です。追加設置の太陽光発電設備の総容量は 71.04kw であり、発電量は約 83,888kWh/年を見込んでいます。 なお、PPA 方式（第 3 者所有方式）であるため、当センターで利用する電力は、発電開始から 20 年間、金 22.20 円（消費税抜）/kWh 固定で購入予定であり、管理・メンテナンス関連、売電に関することについては運営事業者の管轄となります。追加設備の運営事業者は、当市と「脱炭素社会の実現に向けた連携協定」を結んでいる株式会社アドバンテックの子会社、白岡エナジー株式会社です。